

四街道市ふるさと寄附協力事業者支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 市長は、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい環境下において、ふるさと寄附推進事業に協力いただいている事業者を対象に、今後のふるさと寄附推進事業の維持・継続を図るため、予算の範囲内において支援金を支給するものとし、その内容に関してはこの要綱に定めるところによる。

(支給対象者)

第2条 支援金の支給対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、令和3年4月1日から10月25日までの間に四街道市ふるさと寄附推進事業協力事業者として登録を行った者とする。

2 前項の規定にかかわらず、未納となっている市税等がある者は支給対象者とならない。ただし、市税等に関して市から徴収猶予を受けている者又は市と納付誓約を締結している者を除く。

(支援金の支給額等)

第3条 支援金の支給額は、支給対象者につき、10万円とする。

2 支援金の支給は、支給対象者につき、1回を限度とする。

(支給の申請及び請求)

第4条 支援金の支給を受けようとする者は、四街道市ふるさと寄附協力事業者支援金支給申請書兼請求書(様式第1号)に、支援金の振込先金融機関の預貯金通帳(金融機関名、本・支店名、預金種別、口座番号、口座名義人のわかるもの)の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、令和3年11月30日までの間に行うものとする。

(支給の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請の内容を審査し、支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により支給の可否を決定したときは、四街道市ふるさと寄附協力事業者支援金支給(却下)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(支払)

第6条 市長は、前条第1項の規定により支給を決定したときは、第4条の規定による請求内容を確認の上、口座振込により速やかに支援金を支給するものとする。

(決定の取消し)

第7条 市長は、第5条に定める支給の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたときは、支援金の支給の決定を取り消すことができる。

(支援金の返還)

第8条 市長は、支援金の支給の決定を取り消した場合において、すでに支援金を支給しているときは、期限を定めて、当該支援金の返還を命ずるものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年10月25日に施行し、令和3年度予算に適用する。

(失効等)

この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度の予算に係る支援金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。